

令和7年度 第1回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	⑥地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	地域公共交通燃油費高騰緊急支援等事業(交通事業者の投資支援等)	<p>① 燃油費の高騰に左右されない経営の安定化を図るため、環境対策、デジタル化対策、人材確保に向けた環境整備など、今後の持続可能な公共交通の実現に資する投資に対して支援を行うとともに、交通事業者の運転士等の確保に向けた取組に支援を行う。</p> <p>②</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通事業者の行う、今後の持続可能な公共交通の実現に資する投資(環境・省エネ対策、デジタル化対策等)に係る経費の一部を支援、補助対象経費の2/3等 ・交通事業者の行う、運転士等の確保に向けた取組に係る経費を支援。補助率10/10。新規採用者×30万円を上限。 <p>③下記の合算 【交通事業者の行う、今後の持続可能な公共交通の実現に資する投資に係る経費の一部を支援:489,042千円】 バス(補助金):196,350千円 a. 車両補助:31社(事業者(申請見込))×5,000千円(補助上限)≒157,500千円 b. デジタル化(保有40台以上):1社(申請見込)×50千円(補助上限/台)×150台(保有台数)=7,500千円 c. デジタル化(保有40台未満):41社(事業者数)×2,000千円(補助上限/社)×10%(申請見込)=8,200千円 d. 人手不足対策:10件(申請見込件数)×2,000千円=20,000千円 e. 県バス協会事務費:3,150千円 旅客船(補助金):90,406千円 a. 総トン数(申請見込)(10,810)÷5×40千円≒86,476千円 b. 県旅客船協会事務費:3,930千円 タクシー:202,286千円 a. 車両補助(乗合):53社(乗合事業者(申請見込))×2,000千円(補助上限)≒107,800千円 b. 車両補助(乗用):51社(乗用事業者(申請見込))×1,000千円(補助上限)≒51,100千円 c. デジタル化 :904台(申請見込台数)×20千円(補助上限)≒18,096千円 d. 人手不足対策 :10件(申請見込件数)×2,000千円=20,000千円 e. 県タクシー協会事務費:5,290千円 【交通事業者の行う、運転士等の確保に向けた取組に係る経費を支援:30,200千円】 100人(新規採用者)×300千円=30,000千円 事務費:200千円 ④県内のバス、旅客船、タクシー事業者</p>	R7.4	R8.3
2	⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	トラック運送事業者の人手不足対策加速事業	<p>①物価高騰、物流の2024年問題の影響を受ける県内中小トラック運送事業者に対して、適正な運賃の收受や運送・荷役等の効率化など、改正物流法への対応に必要なデジタル技術の導入を支援する。</p> <p>②県内中小トラック運送事業者への支援金及びトラック協会事務費</p> <p>③</p> <p><1者単独で導入する場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ●ソフトウェア導入:33,000千円(=3,000千円×33件×補助率1/3) ●車載器導入:25,500千円(=4,500千円×17件×補助率1/3) <p><複数者で連携して導入する場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ●小規模事業者(50両以下)同士の連携:54,000千円(=5,400千円×15件×補助率2/3) ●51両以上の規模の事業者と小規模事業者の連携:33,000千円(=(1,800千円×50両以下2者×補助率2/3+1,800千円×51両以上1者×補助率1/2)×10件) ●事務費:30,900千円(トラック協会間取) <p>④県内中小トラック運送事業者</p>	R7.4	R8.3
3	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	建設業担い手確保事業	<p>①担い手確保を目的として魅力向上・従業員定着等につながる労働環境の改善等に取り組み、新規雇用を拡大しようとする建設業許可を有する中小企業事業者に対し、労働環境改善費用等の一部を支援する。なお、中小企業等が労働環境の改善に取り組むことで持続的・継続的な人材確保を図り、企業活動の継続・発展による賃上げ原資の確保につなげるものであるが、物価や人件費が高騰する中で労働環境の改善に要する原資の確保が困難な状況でありこれを支援するもの。</p> <p>②労働環境改善経費、資格取得経費、現場見学会等開催経費、建設事業の生産性向上に関する講習会経費</p> <p>③40社×500千円</p> <p>④労働環境の改善等に取り組み、新規雇用を拡大しようとする建設業許可を有する中小企業事業者</p>	R7.4	R8.3
4	⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	航空会社等への物価高騰対策事業	<p>①ア 広島空港の国際ネットワークを再構築するための支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際定期路線を運航する航空会社への物価高騰対策支援 イ 空港アクセスにおける訪日外国人の受入環境整備に対する支援 <p>②ア 路線維持及び早期復便の支援に係る経費</p> <ul style="list-style-type: none"> イ キャッシュレス決済導入経費 <p>③ア 国際線運航会社(2社)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グランドハンドリング経費 112,076千円 ・保安検査業務手数料 6,134千円 ・保安検査警備委託費 62,043千円 イ 125万円×12台×2/3(補助率)×1/3(負担割合) <p>④ア 航空会社</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 福山路線の交通事業者への支援を行うプロジェクトチーム 	R7.4	R8.3

令和7年度 第1回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
5	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	県立学校燃料費高騰対策事業	①社会情勢における燃料価格高騰を背景に、県立高等学校等において高騰している光熱費の価格上昇分について支援する。 ②各施設の光熱費(電気、ガス、灯油、重油)高騰分 ③各施設における(R7年度の1kW等の単価-R3年度の1kW等の単価)×R7年度使用量見込の額~203,446千円 ④全県立学校	R7.4	R8.3
6	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	文化施設光熱費負担軽減事業	①燃料価格高騰を背景に、文化施設等において高騰している光熱費の価格上昇分について支援する。 ②各施設の光熱費(電気、ガス、灯油、重油)高騰分 ③各施設における(R7年度の1kW等の単価-R3年度の1kW等の単価)×R7年度使用量見込の額~6,579千円 ④文化施設(歴史博物館、歴史民俗資料館等)	R7.4	R8.3
7	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	社会教育施設光熱費負担軽減事業	①燃料価格高騰を背景に、社会教育施設において高騰している光熱費の価格上昇分について支援する。 ②各施設の光熱費(電気、ガス、灯油、重油)高騰分 ③各施設における(R7年度の1kW等の単価-R3年度の1kW等の単価)×R7年度使用量見込の額~1,803千円 ④社会教育施設(福山少年自然の家)	R7.4	R8.3
8	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	特別高圧電気料金高騰対策中小事業者等支援事業	①国の「電気・ガス料金負担軽減支援事業」により電気料金(低圧契約・高圧契約)の負担軽減策が実施されているが、その対象から外れている特別高圧契約により受電した電気を使用する物価高騰等の影響を受ける県内中小事業者等に対し、電気料金高騰の負担を軽減するための支援を実施する。 ②特別高圧で受電している中小企業等、特別高圧で受電している工業団地・商業施設等に同居する中小企業等に対して、負担軽減のための支援金を支給 ③支援額(支援金) ○ 過去5年間の広島県内特別高圧需要実績を比較すると、年によっておおむね5%程度の増減がある。 ○ この状況を踏まえ、過去の支援金申請実績に1.05倍を乗じて積算 R5.7 74,445,048円 R5.8 85,608,688円 R5.9 73,441,812円 計 233,495,548円 233,496千円(第1期実績)×1.05倍=246,000千円……① (事務局経費) ○ 現在契約中の事務局経費金額が1か月あたり、7,840千円 ○ 今回の経済対策に係る支援金事務(令和7年7月~9月分)については、令和7年8月から令和8年1月までの6か月で積算 ※臨時交付金の対象外としている地方公共団体の「任期の定めのない常勤職員の給料分」は含まない。 7,840千円×6か月=47,040千円……② 【合計】 ①+②=293,040千円 ④特別高圧契約により受電した電気を使用する県内中小事業者等	R7.7	R8.1
9	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	LPガス料金高騰対策支援事業	①国の「電気・ガス料金負担軽減支援事業」により都市ガス料金の負担軽減策が実施されているが、その対象から外れている家庭業務用LPガスを使用している物価高騰等の影響を受ける一般消費者に対し、LPガス料金高騰の負担を軽減するための支援を実施する。(広島県LPガス協会へ申請受付・審査事務を委託し実施) ②家庭業務用LPガスを使用している県内の一般家庭及び中小企業等の負担軽減のため、LPガス販売事業者を通じた値引きを実施 ③支援額(支援金) 550,000世帯(過去実績)× (140円(単価)×2か月(令和7年7月・9月)+170円(単価)×1か月(令和7年8月)) =247,500千円……① (事務局経費) 第1期、第2期の実績をもとに積算 45,000千円……② (協会の人件費等:5,000千円、事務委託の人件費等:40,000千円) ※臨時交付金の対象外としている地方公共団体の「任期の定めのない常勤職員の給料分」は含まない。 (販売事業者手数料) 50,000千円……③ 【合計】 ①+②+③=342,500千円 ④家庭業務用LPガスを使用する県内一般家庭、中小企業等	R7.7	R8.2